

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉系計装配管に設置するメカニカル防振器(1台)において、固着が認められたため、当該メカニカル防振器を点検修理。	G	
2	1号機	タービン建屋2階主発電機・低圧タービン間下部での現場弁開閉状態確認作業において、グレーチング開口部(はしご設置部)から落ちそうになり開口部周辺のグレーチングにしがみついた。その際右足すねを裂傷、左ひじを打撲したため発電所医務室で負傷箇所を手当。	G	
3	3号機	復水ろ過装置空気圧縮機(A)起動時、電動機と圧縮機の連結ベルトにたわみ(10cm程度)が認められたため、当該連結ベルト張力調整。	G	
4	4号機	換気空調補機冷却系主冷凍機(B)起動回数カウンタ確認時、24時間カウンタリセット機能の不作動が認められたため、当該カウンタを点検修理。	G	